

行革元年スタート ~プランの実践パート5~

今月号は行政改革シリーズの第5弾として、地域担当職員制度及び自治会モデル地域事業についてご説明いたします。

これからのまちづくりや地域づくりにおける課題解決のためには、地域のみなさんと行政が情報を共有して、知恵を出し合い、ともに活力ある地域づくりを進めていくことが大切です。そのためには、職員が直接、地域の会合や行事に出向き、コミュニティーを図り、お互いの信頼関係を深めていくことが必要となってきます。このようなことから、協働による地域主体のまちづくりの推進と住民自治組織の導入を見据え、地域担当職員制度を行います。

また、「自ら考え自ら行う」まちづくりの実現のため、平成20年度に現在の行政区を統合し、自治会に移行するに当たって、現在の活動が既に自治会活動と認められる行政区をモデル地域に指定することにより、他の行政区の自治意識の向上と自治会組織への移行を推進します。

地域担当職員制度

『職員の役割とは』

平成20年4月の自治会移行までは、試行期間として自治会移行(案)により地域担当職員を配置します。(平成19年1月~平成20年3月試行)

担当職員は、地域での会合や行事などを通じて、地域のみなさんとコミュニケーションを図り、行政情報の周知や地域情報の把握に努め、課題解決に向けた助言を行うとともに、行政の窓口役や取次ぎ役を担います。

『期待される効果』

職員が、地域の会合や行事に参加することにより、地域のみなさんに顔や名前、役場のどこの係でどのような仕事をしているのかを覚えてもらうとともに、担当職員もみなさんのことを知ることができ、意思の疎通を図ることが期待できます。

また、みなさんの地域においては、担当職員とともに、地域の課題解決にあたっていただき、行政に対する要望事項の取りまとめを行ってもらうなど、自主的な地域づくりの取り組みが盛んになることが期待されます。

『具体的になにを』

地域の会合などに参加した担当職員は、地域づくりに関して必要な助言を行い、課題の解決に当たります。なお、その場で解決できない意見や要望事項は、役場に持ち帰り、関係部署へ取次ぎを行い、後日担当職員より回答します。

なお、地域内での冠婚葬祭の手伝い、行政区の事務局・会計等の庶務、個人的な要望・苦情等の処理の業務は、地域担当職員にはありません。

自治会モデル地域事業

『自治会モデル地域事業の指定行政区』 三和・菊野行政区(平成11年1月統合 74戸)

『自治会モデル地域の具体的な活動』

1)地域活動の紹介

現に三和・菊野行政区が行っている各種活動を 各行政区に知ってもらうため、各行政区に周知し ます。

地域の行事(盆踊り、お祭り、スポーツなど) 福祉(敬老会、助け合い運動など) 維持管理(三和農村憩いの広場) その他

2)将来の自治会活動との関連

将来の自治会活動として、新たに取り組んでいく事業 (自主防災組織の設置等)をモデル地域と検討していくこととしています。

来月号では、自治会移行についてお知らせします。